

令による改正後の温泉法施行令第一条の規定に
かかわらず、平成二十一年十一月三十一日まで
とする。

附 則（平成二十一年五月二一日政令第一
八四号）

この政令は、温泉法の一部を改正する法律の
施行の日（平成二十一年十月一日）から施行す
る。

附 則（平成二十三年一一月二八日政令第
三六四号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行
する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地
域の自主性及び自立性を高めるための改革の推
進を図るための関係法律の整備に関する法律附
則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成
二十三年十一月三十日）から施行する。